

三島市水防計画
計画編

令和7年2月
三島市

三島市水防計画 計画編 目次

目次		ページ
第1章	総則	1
	第1節 目的	1
	第2節 用語の定義	1
	第3節 責任	2
	第4節 安全配慮	3
第2章	水防組織	4
	第1節 水防本部及び水防事務	4
	第2節 災害対策本部との関係	4
	第3節 水防本部組織	5
	1 三島市の水防本部組織	5
	2 水防事務分担	6
	第4節 水防本部員の職務及び事務分担	8
	第5節 水防本部の解散	8
	第6節 水防団(消防団)	9
第3章	避難	10
	第1節 避難指示等の実施	10
	1 避難指示等の区分	10
	2 実施責任者	11
第4章	決壊等の通報及び決壊後の処置	12
第5章	重要水防箇所	13
	第1節 重要水防箇所等	13
	第2節 国土交通省 重要水防箇所の区分	13
	第3節 静岡県 重要水防箇所の区分	14
第6章	水防資器材及び設備の整備運用と輸送	15
第7章	通信連絡	16
	第1節 水防通信連絡系統	16
	第2節 放送局通信施設の使用	16
	第3節 その他通信施設の使用	16
	第4節 災害時優先電話について	17
第8章	気象庁が行う予報及び警報とその措置	18
	第1節 水防活動に必要な気象等の予報及び警報	18
	第2節 特別警報	19
第9章	洪水予報	20
	第1節 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置	20
第10章	水防警報	23
	第1節 国土交通大臣が行う水防警報とその措置	23
第11章	水位周知河川における水位到達情報	26
	第1節 国土交通大臣が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知	26
	第2節 静岡県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知	27
第12章	水防活動	30
	第1節 水防本部設置前の措置	30
	第2節 水防本部	30
	第3節 水防団(消防団)	31
	第4節 雨量の監視	31
	1 市内の雨量観測所	31
	2 テレメータ雨量観測所の監視	31
	3 川の防災情報(国土交通省)の監視	31
	第5節 水位の監視と通報	31
	1 市内の水位観測所	31
	2 テレメータ水位観測所の監視と通報	31
	第6節 巡視及び警戒とその措置	32
	1 巡視	32
	2 警戒	32
	第7節 水防作業	32

目次		ページ
第8節	緊急通行	32
1	緊急通行	32
2	損失補償	32
第9節	水防信号及び水防標識	32
1	水防信号	32
2	水防標識	33
3	身分証票	33
第10節	水防配備の解除	34
1	配備の解除	34
2	水防団(消防団)等の配備の解除	34
第11節	市民への情報伝達	34
1	情報伝達の方法	34
2	情報伝達の手段	35
第13章	協力応援	36
第1節	河川管理者の協力	36
1	沼津河川国道事務所の協力	36
2	静岡県の協力	37
第2節	水防管理団体相互の協力及び応援	37
第3節	自衛隊の派遣要請	37
第4節	警察官の出動要請	37
第5節	国とのホットライン	37
第6節	企業(地元建設業等)との連携	38
第7節	住民、自主防災組織等との連携	38
第14章	水防てん未報告	38
第15章	水防計画及び水防訓練	38
第1節	水防計画	38
第2節	水防訓練	38
第16章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	39
第1節	洪水対応	39
1	洪水浸水想定区域の指定	39
2	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	39
3	洪水ハザードマップ	39
4	予想される水災の危険の周知等	39
5	要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等	39
6	浸水被害軽減地区	39
第17章	その他	40
第1節	費用負担及び公用負担	40
第2節	公務災害補償	40
第3節	退職報償金	40
第4節	平常時における監視点検	40
第5節	三島市水防協議会	40
第6節	罰則	40

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第33条の規定に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、各河川の洪水又は内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。）を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とするものである。

第2節 用語の定義

区 分	内 容
三島市水防本部	洪水又は土砂災害等による水災を警戒し、三島市における水防を統括するため市に設置する組織をいい、本部長は市長とする。
三島市災害対策本部 （災害対策基本法第23条の2第1項）	市内に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市長は、三島市地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる。
水防管理団体（法第2条第2項）	水防の責任を有する市町（三島市）をいう。
指定水防管理団体（法第4条）	水防上公共の安全に重大な関係があると認めて、静岡県知事が指定した水防管理団体（三島市）をいう。
水防管理者（法第2条第3項）	水防管理団体である市町の長（三島市長）をいう。
沼津水防区長	静岡県沼津土木事務所長をいう。
消防機関の長（法第2条第5項）	消防長をいう。
水防団（法第5条）	水防管理団体が水防事務を処理するため設置することができる、水防に関する防災組織。水防団及び消防機関は、水防管理者の所轄の下に行動する。 なお、三島市では消防機関が水防を実施するため、本計画書における「水防団」は、適宜「消防団」と読み替える。
量水標管理者 （法第2条第7項、法第10条第3項、法第12条）	(1) 量水標、驗潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう。 (2) 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない。
洪水予報河川 （法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項及び第3項）	国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。
水防警報 （法第2条第8項、第16条）	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。
水位周知河川（法第13条）	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

水位到達情報	水位到達情報とは、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。
水防団待機水位（通報水位） （法第12条第1項）	量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位をいう。 水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。
氾濫注意水位（警戒水位） （法第12条第2項）	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。水防団の出動の目安となる水位である。 量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。
避難判断水位	氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。 市町長の高齢者等避難発令の目安となる水位である。
氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。 市町長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。
洪水特別警戒水位	法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。 国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
重要水防箇所	堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
洪水浸水想定区域（法第14条）	洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定しうる最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう。

第3節 責任

区分	内容
市(法第3条)	<p>市は、次の事項によりその区域内における水防活動を十分に果すべき責任を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 水防組織の確立 (2) 水防団（消防団）の整備（法第5条） (3) 水防団員（消防団員）等の公務災害補償（法第6条の2） (4) 水防倉庫、資器材の整備 (5) 通信連絡系統の確立（法第27条） (6) 平常時における河川等の巡視（法第9条） (7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条） <p>洪水予報等の伝達方法や要配慮者を含めた避難警戒体制を三島市地域防災計画へ定め、これらを記載した印刷物の配布</p>

	<p>(8) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）</p> <p>(9) 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）</p> <p>(10) 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）</p> <p>(11) 水防協力団体の指定、監督、及び情報の提供（法第36、39、40条）</p> <p>(12) 水防従事者に対する災害補償（法第45条）</p> <p>(13) 水防時における適正な水防活動の実施 その主たる内容は次のとおりである。</p> <p>ア 水防に要する費用の自己負担の確保（法第41条）</p> <p>イ 水防団（消防団）の出動体制の確保（法第17条）</p> <p>ウ 通信網の点検</p> <p>エ 水防資器材の整備点検、調達並びに輸送の確保</p> <p>オ 雨量、水位観測の的確な実施</p> <p>カ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）</p> <p>キ 堤防等決壊の通報及び決壊後の措置（法第25、26条）</p> <p>ク 水防上緊急に必要なある時の公費負担権限の行使（法第28条）</p> <p>ケ 住民の水防活動従事の指示（法第24条）</p> <p>コ 警察官の出動要請（法第22条）</p> <p>サ 避難のための立ち退きの指示（法第29条）</p> <p>シ 自衛隊の出動依頼（知事を経由する 自衛隊法第83条）</p> <p>ス 水防管理団体相互の協力応援（法第23条）</p> <p>セ 水防解除の指示</p> <p>ソ 水防てん末報告書の提出（法第47条）</p> <p>(14) 水防機関の整備（法第5条）</p> <p>(15) 水防計画の樹立（法第33条第1項） 都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があるときは変更しなければならない。</p> <p>(16) 水防計画の都道府県知事への届け出（法第33条第3項） 水防計画を定め、又は変更したときは、都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>(17) 水防計画を定め、又は変更したときは、公表するよう努めなければならない。（法第33条第3項）</p> <p>(18) 水防団員（消防団員）数の確保（法第35条）</p> <p>(19) 水防団（消防団）及び水防協力団体の水防訓練（法第32条の2）</p> <p>(20) 水防協議会の設置（法第34条）</p> <p>(21) 富士山南東消防本部との連携</p>
一般住民の義務	<p>(1) 常に気象状況、水防状況等に注意し、市長の要請のある場合、又は水害が予想される場合は進んで水防に協力するように努めなければならない。（法第24条）</p> <p>(2) 原則、自然災害に対して住民一人ひとり、自らの判断で避難行動をとること。</p>

第4節 安全配慮

洪水においては、水防団員（消防団員）自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員（消防団員）自身の安全は確保しなければならない。なお、水防団員（消防団員）自身の安全確保のために配慮すべき事項は下記を参考に活動地域の状況に応じた対応をとるものとする。

- (1) 水防活動時にはライフジャケット等を着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 水防活動時にはラジオ等を携行するなど、最新の気象情報等を入手可能な状態で活動する。

- (4) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- (5) 水防活動は原則として複数人で行う。
- (6) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (7) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員（消防団員）の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- (8) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- (9) 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員（消防団員）全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織

第1節 水防本部及び水防事務

水防に関係ある気象の予報、注意報、警報等の発表又は地震等の発生等により洪水等のおそれがあると認められたときから、洪水等のおそれがなくなると認められるときまで、市の水防活動を統括するため水防本部を設置する。

水防事務において、危機管理担当課に水防事務局を置き、事務を処理する。

第2節 災害対策本部との関係

三島市災害対策本部が設置されたとき、水防本部はその組織に統合されるものとする。

※ 三島市災害対策本部の設置基準抜粋

- 1 大規模な災害が発生し、又は発生が予想され、市長がその対策を必要と認めた時
- 2 災害救助法による救助を適用する災害が発生した時

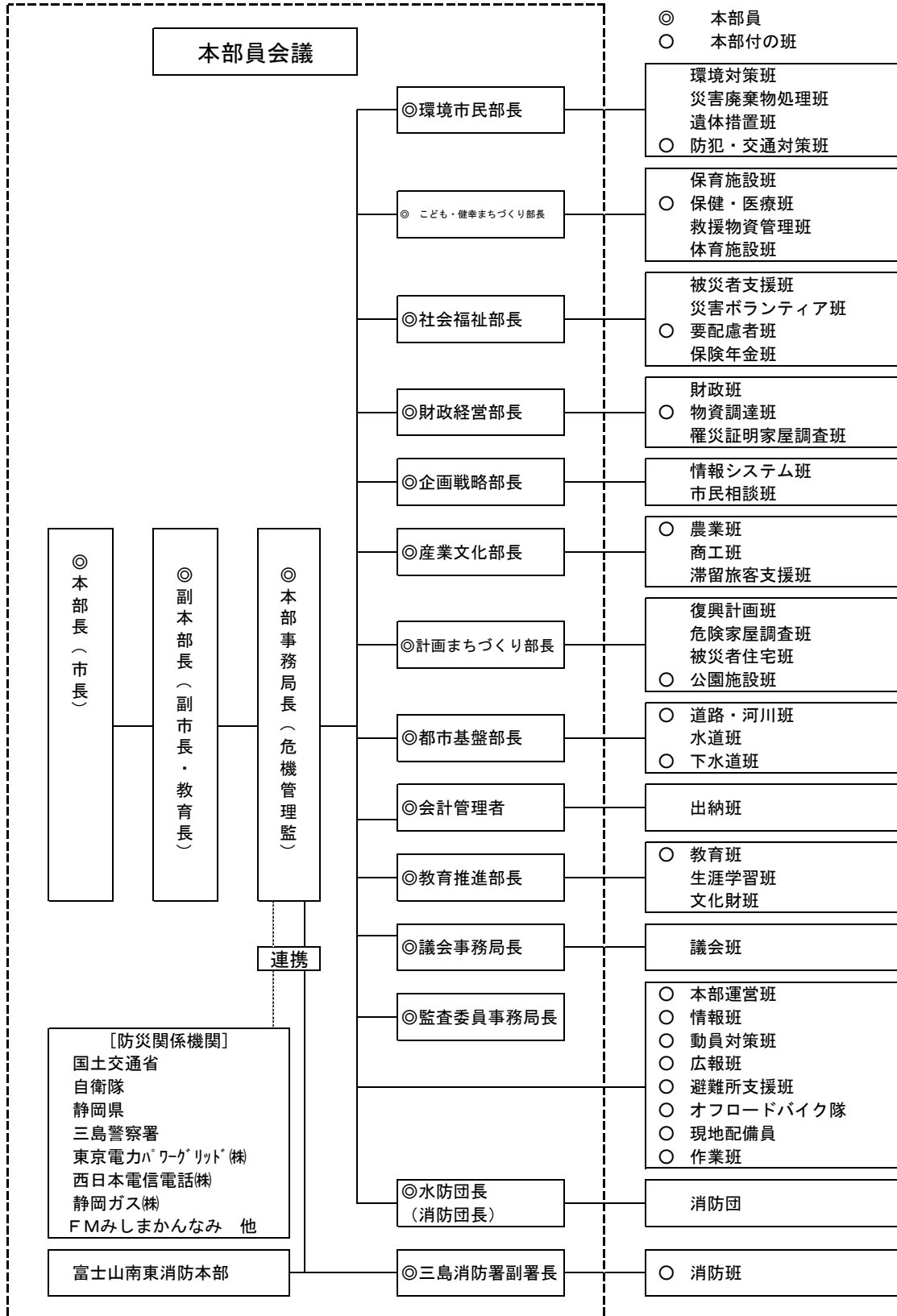
第3節 水防本部組織

1 三島市の水防本部組織

三島市水防本部組織は、三島市水防本部編成図のとおりとする。

【三島市水防本部編成図】

【三島市災害対策本部組織図（風水害対策）】



2 水防事務分担

班 名	班 長	分 担 事 務	
本部運営班	危機管理課長 (本部支援員)	(1) 水防本部の設置及び運営に関すること。 (2) 本部会議の開催に関すること。 (3) 水防本部長の命令伝達に関すること。 (4) 気象情報の掌握に関すること。 (5) 水防活動の総括に関すること。 (6) 災害情報の総括に関すること。 (7) 被害状況調査の集計に関すること。 (8) 県に対する避難状況、被害状況等の報告に関すること。 (9) 県水防本部及び関係機関との連絡に関すること。 (10) 安否情報の収集、整理、県への報告に関すること。 (11) 災害記録の整理保存に関すること。 (12) 防災行政無線等の管理、運営に関すること。 (13) 避難所運営の調整 (14) 水防報告に関すること。 (15) 通報連絡に関すること。 (16) 水防事務に関すること。	
情報班	電話受付係	指定職員	災害情報の電話受付に関すること。
	情報処理係	政策企画課長	(1) 災害情報の収集、整理及び分析 (2) 災害情報に対応する班、関係機関の決定に関すること。 (3) 避難者情報の問い合わせの対応に関すること。 (4) 本部運営班への情報の伝達に関すること。 (5) 水防本部への情報の伝達に関すること。
動員対策班	人事課長	(1) 職員の非常招集及び解除に関すること。 (2) 職員の配備状況の把握に関すること。 (3) 職員の動員調整及び健康保持に関すること。 (4) 職員等の安否確認及び対策に関すること。 (5) 職員の勤務管理に関すること。 (6) 職員の食料確保に関すること。 (7) 派遣職員の受け入れに関すること。	
広 報 班	広報広聴課長	(1) 市民等への気象情報、警報、予想される災害の事態等の広報に関すること。 (2) 災害状況、被災者支援等の広報活動に関すること。 (3) 記者会見の実施に関すること。 (4) 災害に関する記録写真等の撮影、収集及び整理に関すること。	
避難所支援班	行政課長	(1) 避難所及び在宅避難者の状況の取りまとめに関すること。 (2) 避難所及び在宅避難者の水・食料・生活必需品等の物資要請の対応に関すること。 (3) 避難所との連絡調整に関すること。	
オフロードバイク隊	指定職員	水位調査及び巡視、警戒に関すること。	
現地配備員	指定職員	(1) 避難所の運営支援 (2) 施設の安全確認の実施 (3) 施設管理者（学校）と協力した避難所の開設・閉鎖 (4) 市災害対策本部への報告及び要請 (5) 避難所の避難者及び在宅避難者の取りまとめ	
作 業 班	指定職員	(1) 水防資器材、物資等の輸送に関すること。	

		<ul style="list-style-type: none"> (2) 交通の危険防止の補助に関すること。 (3) その他水防活動に関すること。 (4) 災害応急対策に関する各種応援業務に関すること。
防犯・交通対策班	地域協働・安全課長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公共交通機関の被害状況及び運行状況の把握に関すること。 (2) 防犯灯、カーブミラー等の被害状況の把握に関すること。
保健・医療班	健康づくり課長	救護病院、救護医院、救護所の設置及び運営に関すること。
要配慮者班	介護保険課長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）の被災状況・支援の取りまとめに関すること。 (2) 浸水想定区域内における要配慮者利用施設への連絡に関すること。
農業班	農と食のまちづくり課長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農地、農業用施設等の被害状況調査に関すること。 (2) 農地、農業用施設等の応急復旧措置に関すること。 (3) 農林道及び治山施設の被害状況調査に関すること。 (4) 農林道及び治山施設の応急復旧措置に関すること。 (5) 農業協同組合等農業団体との連絡調整に関すること。 (6) 排水ポンプ（松毛川）の運転に関すること。
物資調達班	公共財産保全課長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 集中管理車の配車及び自動車燃料の確保に関すること。 (2) 水防資器材等の確保に関すること。
道路・河川班	土木課長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 道路の障害物の除去に関すること。 (2) 水防工法に関すること。 (3) 道路、河川、橋梁等の災害防止措置に関すること。 (4) 道路、河川、橋梁等の被害状況調査に関すること。 (5) 道路、河川、橋梁等の応急復旧措置に関すること。 (6) 建設関係団体への協力要請に関すること。 (7) 道路及び橋梁の通行規制等の措置に関すること。 (8) 交通規制の実施状況の把握に関すること。 (9) 河川施設及び水位の巡視に関すること。 (10) 崩壊危険区域の交通規制、立入制限等の措置に関すること。 (11) 土砂災害等危険箇所の情報収集に関すること。 (12) 土砂災害等の応急復旧措置に関すること。 (13) 国、県等の関係機関との連絡調整に関すること。 (14) 国土交通省災害対策車両に関すること。
公園施設班	みどりと水のまちづくり課長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 危険区域等への立入制限等の措置に関すること。 (2) 街路樹及び公園施設の災害防止措置並びに被害状況調査に関すること。
水道班	水道課長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 上水道施設の被害状況調査に関すること。 (2) 上水道施設の応急復旧措置に関すること。
下水道班	下水道課長 (生活排水対策室長)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 下水道管路施設の被害状況調査に関すること。 (2) 下水道管路施設の応急復旧措置に関すること。 (3) 雨水ポンプ施設の監視及び操作指導に関すること。 (4) 下水道関係施設・雨水ポンプ施設の被害状況調査に関すること。 (5) 下水道関係施設・雨水ポンプ施設の応急復旧措置に関すること。 (6) 復旧資機材の確保に関すること。

教育班	教育総務課長	(1) 学校等施設の被害状況調査の取りまとめに関する事 と。 (2) 児童・生徒等の安全確認の取りまとめに関する事 と。 (3) 小・中学校の一時休校再開に関する事。
水防団 (消防団)	水防団長 (消防団長)	(1) 水防団員（消防団員）の動員等に関する事。 (2) 水位監視及び警戒に関する事。 (3) 重要水防箇所等の巡視に関する事。 (4) 避難誘導に関する事。 (5) 消防活動に関する事。 (6) 災害現場の応急措置に関する事。
消 防 班	富士山南東消防本部 三島消防署長	富士山南東消防本部消防計画による。

上記のほか必要に応じて三島市災害対策本部事務分掌を準用する。

第 4 節 水防本部員の職務及び事務分担

区 分	職務及び事務分担
水 防 本 部 長	水防本部の職務を掌握し、水防本部員を指揮監督する。
水 防 長	水防本部長を補佐し、水防本部長に事故があったときは、その職務を代行する。
水防事務局長	(1) 水防長を補佐し、水防長に事故があったときは、その職務を代行する。 (2) 水防本部の職務を掌握し、副水防長を指揮する。
副 水 防 長	(1) 水防本部長の命を受け、水防本部の職務を処理する。 (2) 水防事務局長を補佐し各所属の職務を処理し、水防事務局長に事故のあったときは、あらかじめ定めた副水防長がその職務を代行する。 (3) 副水防長のうち、水防団長(消防団長)は、団員を指揮監督し、水防本部所轄のもとに水防機関の職務を処理する。
各 班 長	副水防長の命を受け、水防活動に必要な課内の機能を動員してその職務を処理する。
各 班 員	(1) 班長の指示に従い担当職務を遂行する。 (2) 洪水時には班員自身の安全確保に留意して水防活動を実施する。

第 5 節 水防本部の解散

気象状況の好転及び河川の水位が下降するなど洪水等の危険が解除されたときは、水防本部を解散し水防体制を解除する。

第6節 水防団（消防団）

水防団（消防団）は市長の指揮下のもと市内の各河川で水防を必要とするところを警戒防御するものとし、その組織の管轄河川等は次のとおりとする。

令和6年2月現在

名称	所在地	管轄区域	定員	電話番号（詰所）
水防団本部 (消防団本部)	南田町	市内全域	33	972-5820
第1分団	芝本町	源兵衛川、境川、西町用水、桜川、御殿川の流域	24	973-6151
第2分団	北田町	御殿川、桜川、大場川の流域	24	975-8805
第3分団	沢地	沢地川、大場川の流域	25	987-0997
第4分団	徳倉4丁目	大場川、徳倉宮川、幸原用水	35	987-5357
第5分団	佐野	大場川の流域	25	993-4738
第6分団	谷田	大場川、夏梅木川の流域	30	973-1657
第7分団	竹倉	夏梅木川の流域	20	976-5778
第8分団	夏梅木	夏梅木川の流域	20	971-2987
第9分団	中	大場川、夏梅木川の流域	25	976-4751
第10分団 (休団中)	玉沢	夏梅木川の流域 (第3方面隊にて管轄)	25	
第11分団	川原ヶ谷	山田川、大場川の流域	30	971-4345
第12分団	塚原新田	山田川の流域	20	981-0132
第13分団	三ツ谷新田	山田川の流域	30	981-5590
第14分団	笹原新田	山田川の流域	20	976-8226
第15分団 (廃団)		(第4方面隊にて管轄)		
第16分団	大場	大場川、函南観音川、御殿川の流域	30	977-6202
第17分団	新谷	御殿川、境川の流域	35	971-9678
第18分団	松本	大場川、境川、松毛川、狩野川の流域	40	977-7053
	長伏			977-0386
	御園			977-3533
合 計			491	

第3章 避難

第1節 避難指示等の実施

河川の氾濫等により住民に危険が切迫していると認められたときは、法第29条に基づき市長は、速やかに必要と認める区域の居住者及び滞在者その他の者に対し、立退き又はその準備を指示するものとする。

市長は立退き又は準備を指示した場合は、三島警察署長及び沼津土木事務所長を經由して県水防本部長にその旨を報告するものとする。

避難指示等の基準については、資料編 P27(表-20)のとおりとする。

1 避難指示等の区分

区分	内容	発令時の状況	住民に求める行動
自主避難	下記の避難指示等が発令されていない状況で自らの判断で避難をするもの	自らの生命が危険と判断される状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報・ハザードマップ等を参考に、自らの生命が危険と判断した者は、避難行動を開始 ・ 避難場所へ避難する時は、速やかに市水防本部へ連絡
高齢者等避難【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難を要する状況になる恐れがあることを知らせるもの ・ 夜間行動が危険であることから早めに発令することもある 	高齢者、障がい者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が考えられる状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等は危険な場所から避難する ・ 上記以外の者は、必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難をする
避難指示【警戒レベル4】	被害の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、居住者を避難のために立ち退かせるもの	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	危険な場所から全員が避難する
緊急安全確保【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害が発生、または危険が目前に切迫している場合等に発し、命を守る行動を促すもの ・ 必ず発令されるものではない 	実際に災害が発生、または危険が目前に切迫している等、すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。	いまだ避難していない対象住民は直ちに適切な避難行動に移るとともに、立退き避難することがかえって危険な場合は屋内安全確保をする。

※避難指示等に従わなかった者に対しての直接強制権や罰則規定はない。

2 実施責任者

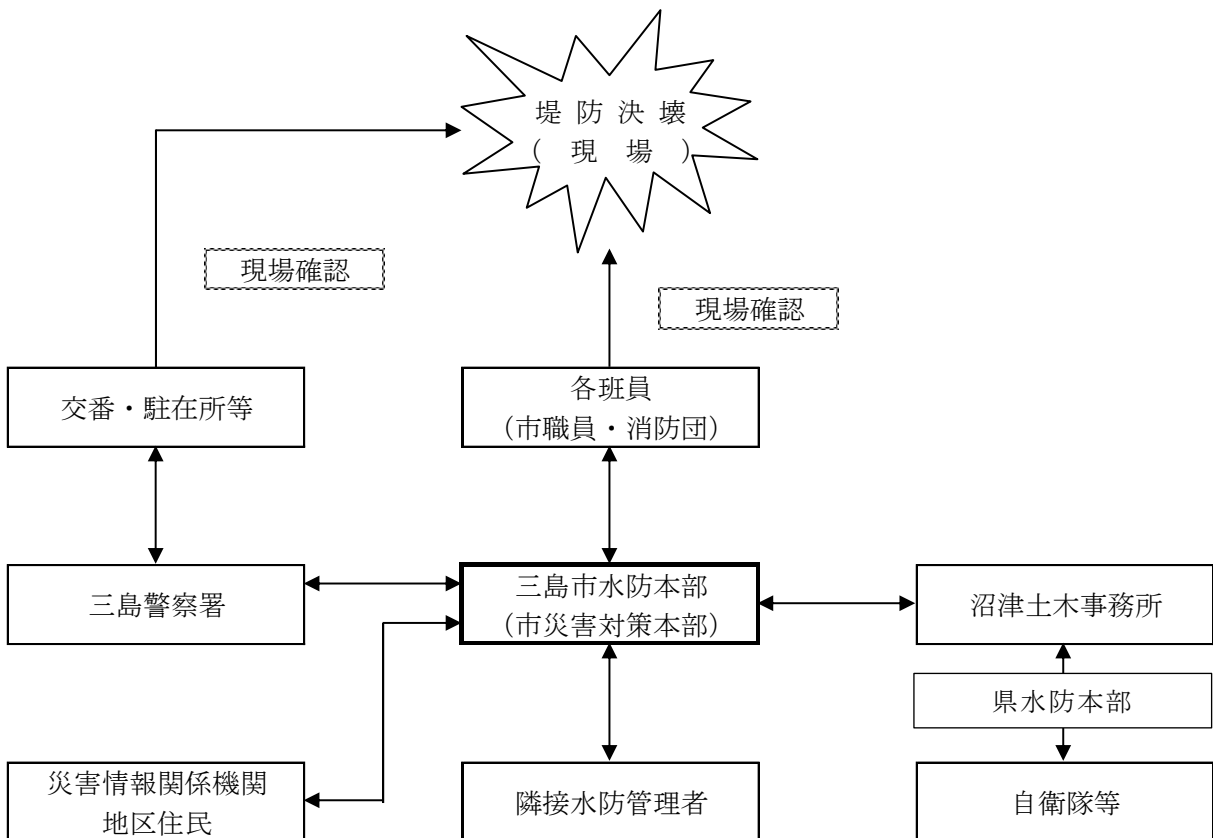
実施責任者	要件	根拠法令	災害の種類	区分
市長	<ul style="list-style-type: none"> 市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき 著しい危険が切迫していると認められるとき 	災害対策基本法第60条 水防法第29条	災害全般	指示
警察官(※)	<ul style="list-style-type: none"> 指示が急を要する時で、市長が避難の指示をすることができないと認められるとき 市長から要求があったとき 	災害対策基本法第61条	災害全般	指示
	生命、身体に危険を及ぼし、また財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり特に急を要するとき	警察官職務執行法第4条	災害全般	指示
災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官(※)	生命、身体に危険を及ぼし、また財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり特に急を要し、かつ警察官がその場にはいないとき	自衛隊法第94条	災害全般	指示
知事又はその命を受けた職員(※)	洪水により著しい危険が切迫していると認められる時に必要と認める区域の住民に対して行う	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	洪水・地すべり等	指示

※市長の命以外で、避難指示を発令した場合は、実施責任者は、その範囲・場所等について、遅滞無くその内容を市長に報告しなくてはならない。

第4章 決壊等の通報及び決壊後の処置

区分	内容
決壊（溢水）等の 通報 （法第25条）	1 堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、または越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、市長は速やかに地区住民、沼津土木事務所長、三島警察署または交番・駐在所及び隣接水防管理者に通報する。 2 この通報は必要に応じ市の同時通報無線、広報車、市民メール等で一般住民に通報する。 3 災害対策本部が開設された場合には、三島市地域防災計画の定めるところに従うものとする。
決壊後の処置 （法第26条）	決壊箇所等については、市長、県水防本部長及び各機関の長が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。
指定避難所	堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、または越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときの指定避難所は、三島市地域防災計画及び三島市洪水ハザードマップによる。

[被害情報の流れ]



第5章 重要水防箇所

第1節 重要水防箇所等

市内の重要水防箇所等は、次のとおりとする。

区 分	内 容	資料編
重要水防箇所	堤防、河川等で特に水防上警戒又は防御に重要性を有する箇所	表-4 (P5) 図-2 (P6)
湛水注意箇所	時間雨量 50mm (参考) による湛水注意箇所	表-5 (P7) 図-3 (P8)
橋梁注意箇所	水防上特に重大な影響を持つ橋梁箇所	表-6 (P7) 図-3 (P8)
水門注意箇所	水防上重要な水門箇所	表-7 (P9) 図-3 (P8)

第2節 国土交通省 重要水防箇所の区分

国土交通省重要水防箇所の区分

種 類	内 容
重要区間	堤防高さ（流下能力）、堤防断面、工作物、水衝・洗掘、漏水、法崩れ・すべりの6種別において一定の基準を満たしていない区間をAランク又はBランクに区分している。 A：水防上（監視又は巡視する）最も重要な区間 B：水防上（監視又は巡視する）重要な区間

国土交通省重要水防箇所評定基準（案）

河川局治水課長通達（平成31年2月27日国土交通省河治第97号）

種 別	重 要 度	
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間
越水（溢水）	計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高を越える箇所	計画高水流量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、

	<p>基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>進行性がある基盤漏水に関する変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>
--	---	--

*水衝・洗掘、工作物の基準については、本市において基準を満たしていない箇所がないため、記載を省略

第3節 静岡県 重要水防箇所の区分

静岡県重要水防箇所の区分

種 類	内 容
重要度 A	洪水出水中定期的に巡回、監視して状況を通報すべき箇所 (すなわち、洪水注意報を受けたときより巡回、監視に当る)
重要度 B	洪水出水中随時巡回、監視すべき箇所 (洪水警報を受けたときより巡回、監視に当る)

静岡県(県管理区間)重要水防箇所評定基準

重 要 度 A	重 要 度 B
<p>時間雨量 30mm/h、日雨量 130mm/日相当の降雨（基準流量）に対し、下記事項により施設被害の想定規模が200戸以上の家屋に及ぶと予想される箇所 (機能度及び耐用度)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 流下能力がないもの（基準流量が現況流下能力を越えるものについて注意箇所に指定） 2 漏水、洗掘が予想される箇所 3 取水堰、橋梁等不等沈下、流水疎通の障害等が認められ、被害が予想される箇所 4 樋門、樋管等、堤防横断工作物の施設が老朽化し、被害が予想される箇所 <p>以上どれか1つに該当する場合、重要度Aに指定する</p>	<p>時間雨量 50mm/h、日雨量 200mm/日相当の降雨（基準流量）に対し、下記事項により施設被害の想定規模が25戸以上の家屋に及ぶと予想される箇所 (機能度及び耐用度)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 流下能力がないもの（基準流量が現況流下能力を越えるものについて注意箇所に指定） 2 漏水、洗掘が予想される箇所 3 取水堰、橋梁等不等沈下、流水疎通の障害等が認められ、被害が予想される箇所 4 樋門、樋管等、堤防横断工作物の施設が老朽化し、被害が予想される箇所 <p>以上どれか1つに該当する場合、重要度Bに指定する</p>

第6章 水防資器材及び設備の整備運用と輸送

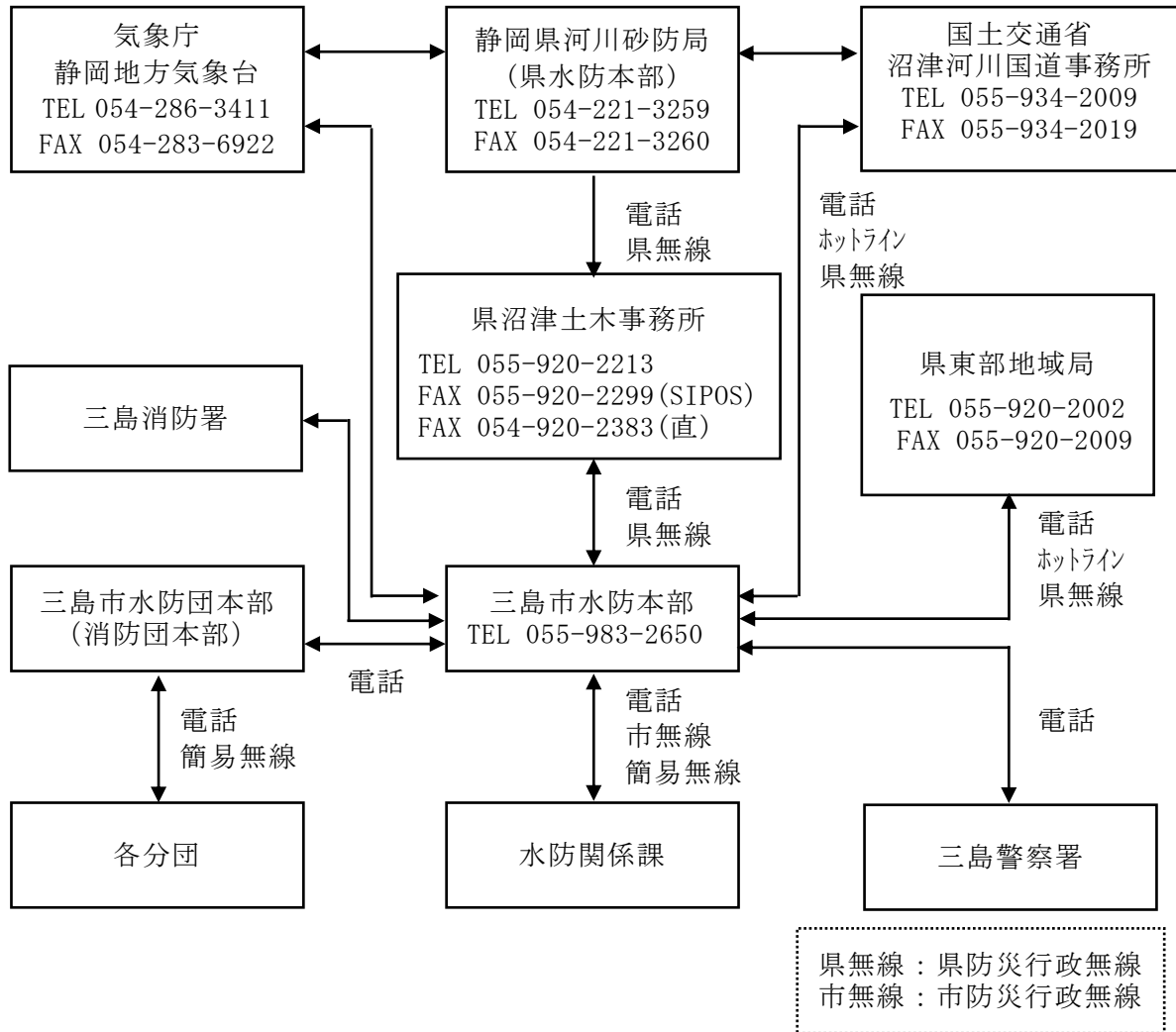
区 分	内 容
設備資器材の整備	1 管下水防倉庫の設置状況並びにこれに備蓄されている資器材及び器具の整備状況は資料編 P21（表-16）のとおりである。 2 水防倉庫に備蓄する資器材の基準は県の水防計画書の中で基準を決めているものであるが、必要に応じて増減することができる。
水防資材の現地調達	市長は、資材確保のため沼津土木事務所域近在の竹木等の所在、各農家農協倉庫等の手持数量の概要を把握し、緊急時の補給に備えるとともに備蓄資器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、速やかに補充しておくものとする。
輸 送 の 確 保	1 非常の際、水防用資器材、作業員その他の輸送を確保するため必要に応じ、市内自動車等を借上げするものとする。 2 公用車の配置は 資料編 P12（表-9）のとおりとし、その使用については配車責任者の指示に従い決して無断使用等は慎むこと。 3 輸送経路をあらかじめ非常事態を考慮して警察署、消防署等と協議して定めておくものとする。 4 三島市災害対策本部が設置された場合はこれによる。

第7章 通信連絡

第1節 水防通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は次のとおりとする。

水防時における通信連絡基本系統図



第2節 放送局通信施設の使用

放送局に一般放送を要請するものは、次のとおりであるが、各水防機関は、停電等による通信不能を考慮し非常用ラジオを備えるよう努めること。

- (1) 国土交通省及び県機関の行う水防警報、洪水予報、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位情報
- (2) 市長及び県機関等の行う立退きの指示
- (3) 他の通信が途絶したとき特に必要とする事項

第3節 その他通信施設の使用

その他一般公衆電話による通信が不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。

- (1) 警察通信施設
- (2) 国土交通省関係通信施設
- (3) 鉄道関係通信施設
- (4) 電力会社関係通信施設

第4節 災害時優先電話について

大きな災害が起きると、被災地への電話が殺到する。NTTでは法律に基づき一般の通話に対して規制が出来るようになっている。(電気通信事業法)

災害時優先電話とは、こうした規制の対象にならない特別な指定を受けている電話のことである。(電話サービス契約約款)

災害時優先電話の指定にあたっては、NTTにおいて国や地方公共団体等の一定の機関に限定している。一定の機関とは、電話サービス契約約款に定めたとおり、「災害の予防もしくは救援、交通、通信、電力の供給確保又は、秩序の維持のために必要な事項を内容とする通話及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通話」が行われる機関である。

第8章 気象庁が行う予報及び警報とその措置

第1節 水防活動に必要な気象等の予報及び警報

気象業務法の規定に基づき、静岡地方気象台が水防活動のために発表する注意報、警報の種類及び発表基準は次のとおりである。

水防活動のために発表される警報等の種類とその発表基準

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想された場合
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想された場合
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想された場合
水防活動用洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想された場合

注意報・警報基準

区分	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
大雨注意報基準	12	103	-	-	-
大雨警報基準	22	157	-	-	-
洪水注意報基準	-	-	境川流域=4.8 大場川流域=17.8 御殿川流域=4.4	境川流域 = (6, 4.8) 大場川流域 = (17, 13.4) 御殿川流域 = (6, 4.4) 狩野川流域 = (6, 47.7)	狩野川[徳倉]
洪水警報基準	-	-	境川流域=6.1 大場川流域=22.3 御殿川流域=5.6	大場川流域 = (19, 14.9) 狩野川流域 = (9, 55.6)	狩野川[徳倉]
50年に一度の値	-	280	-	-	-

※注意報及び警報は上記の基準に達すると予想される場合に発表される。

○大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- (1) 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市内における基準値の最低値を示す。
- (2) 洪水の欄中、「○○川流域=15」は、「○○川流域の流域雨量指数15以上」を意味する。
- (3) 複合基準の欄中「○○川流域 = (6, 4)」は、「○○川流域の(表面雨量指数6, 流域雨量指数4)」の組み合わせによる基準値を表している。

(注)

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに1km四方の領域ごとに算出する。

50年に一度の値：特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意する。

第2節 特別警報

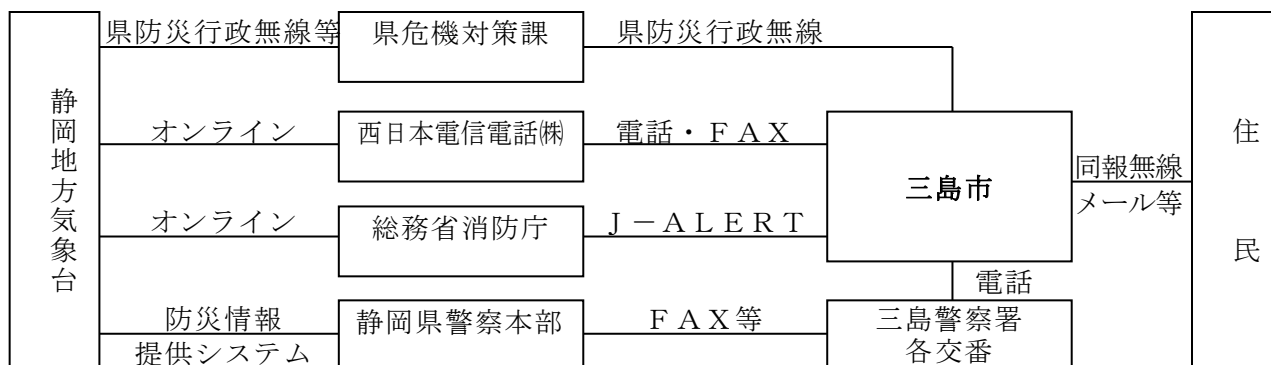
気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての一般の利用に適合する警報（特別警報）を発表する。

なお、特別警報は、一般の利用に適合する警報として行われるもので、水防活動用の特別警報は行われない。

静岡地方気象台発表の特別警報の発表基準

種 類	発 表 基 準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

○気象警報等の伝達等系統図



第9章 洪水予報

第1節 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置

国土交通大臣が指定した河川について、気象庁長官と共同して国土交通大臣が行う洪水予報を、狩野川洪水予報計画に基づき水位を示して発表する。

また、避難のための立退きの指示等の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、市長にその通知に係る事項を通知する。

狩野川洪水予報計画

平成18年3月31日 国土交通省 告示第437号

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

河川名	区 域
狩野川	左岸 伊豆市修善寺字飯塚290番1地先 修善寺橋から海まで
	右岸 伊豆市柏久保字上ナメド555番3地先 修善寺橋から海まで

(2) 洪水予報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	地先名	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
狩野川	徳倉	駿東郡清水町徳倉	4.00m	6.80m	7.20m
	大仁	伊豆の国市大仁	2.10m	3.70m	4.40m

(3) 洪水予報発表者

河川名	担当官署	発表責任者
狩野川	国土交通省沼津河川国道事務所	国土交通省沼津河川国道事務所長
	静岡地方气象台	静岡地方气象台長

(4) 洪水予報の発表及び解除の基準

種 類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報) (警戒レベル2相当)	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警戒報) (警戒レベル3相当)	基準地点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警戒報) (警戒レベル4相当)	基準地点の水位が、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達したとき
氾濫発生情報 (洪水警戒報) (警戒レベル5相当)	堤防からの越水または破堤がおり、河川水による浸水が確認されたとき
洪水予報の 終了時期	洪水予報の終了時期は、洪水による危険がなくなったと認められるとき、国土交通省沼津河川国道事務所と静岡地方气象台が協議の上決定する。

※洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する。

(5) 洪水予報の発表形式

迅速・確実な洪水予報を発表するため、オンラインシステムを整備し、洪水予報文の作成を行う。このシステムにより作成される洪水予報文が、資料編P29～P45(様式1)となり、通常はこの形式で発表される。

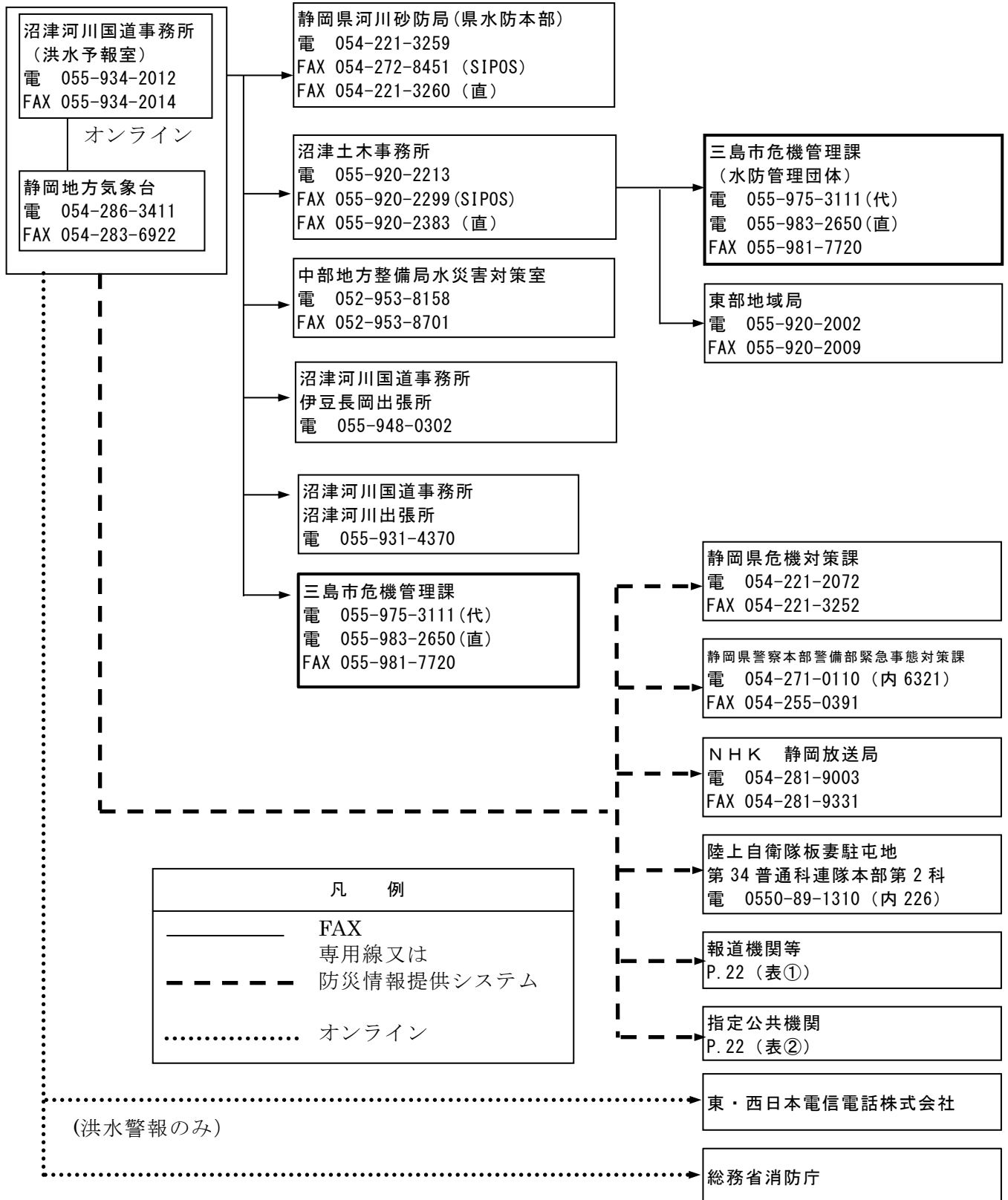
オンラインシステムに不具合が生じた場合、FAX等の伝達機器が使用できない場合等に電話等により伝達することが必要となる。

(6) 洪水予報の担当官署

河川名	発報担当者
狩野川	国土交通省沼津河川国道事務所長
	静岡地方気象台長

(7) 洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的にFAXまたはオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては、受領の確認を行う。



表① 報道機関電話番号

報道機関名	SBS (静岡放送)	SATV (静岡朝日テレビ)	SDT (静岡第一テレビ)	SUT (テレビ静岡)
電話番号	054-284-8950	054-251-3301	054-283-6515	054-261-6115
FAX 番号	054-284-8959	054-251-4120	054-283-6509	054-263-6111

報道機関名	K - MIX (静岡エフエム)	静岡新聞
電話番号	053-401-1520	054-283-0683
FAX 番号	053-457-1174	054-286-5944

【参考】

報道機関名	エフエム みしま・かんな み
電話番号	055-981-8600
FAX 番号	055-981-8601

表② 指定公共機関電話番号

指定公共機関名	東海旅客鉄道(株)静岡支店 (三島駅)	伊豆箱根鉄道(株)
電話番号	054-284-2226 (055-975-0203)	055-977-1201
FAX 番号	054-287-5282 (055-972-7665)	055-977-3366

第10章 水防警報

第1節 国土交通大臣が行う水防警報とその措置

国土交通大臣が指定した河川についての水防警報の発表は、国土交通省沼津河川国道事務所長が行うものとし、狩野川水防警報計画に基づき、水位を示して、水防上の警報を発表する。資料編 P63（様式 3）

狩野川水防警報計画

(1) 水防警報を行う河川名及び区域

水系名	河川名	区 域	区域延長
狩野川	幹川	左岸 伊豆市修善寺字飯塚290番1地先修善寺橋から海まで 右岸 伊豆市柏久保字上ナメド555番3地先修善寺橋から海まで	24,926m
	支川 (黄瀬川)	左岸 駿東郡長泉町本宿字西ノ久根345番11地先寿橋から幹川合流点まで 右岸 沼津市大岡字北街道3022番7地先寿橋から幹川合流点まで	2,700m
	支川 (大場川)	左岸 三島市大場字城内2番1地先大場橋から幹川合流点まで 右岸 三島市中島37番7地先大場橋から幹川合流点まで	2,550m
	支川 (来光川)	左岸 田方郡函南町仁田字三中522番1地先仁田橋から幹川合流点まで 右岸 田方郡函南町仁田字堀之内167番10地先仁田橋から幹川合流点まで	1,530m
	支川 (柿沢川)	左岸 伊豆の国市長崎字新屋敷337番1地先長崎橋から来光川合流点まで 右岸 伊豆の国市長崎字橋戸93番1地先長崎橋から来光川合流点まで	860m
	派川 (狩野川) 放水路	左岸 幹川分派点から海まで 右岸 幹川分派点から海まで	3,000m

(2) 水防警報の対象水位観測所

河川名	観測所名	所在地	水防団 待機(指 定)水位	氾濫 注意(警 戒)水位	出動 水位	避難判断 水位	氾濫 危険 水位	計画 高 水位	現況 堤防高	堤内地 地盤高
狩野川	大仁	伊豆の国市 大仁	1.50	2.10	3.00	3.70	4.40	5.64	左7.7 右7.6	左3.6 右7.6
	千歳橋	伊豆の国市 南條	2.50	4.10	5.00			7.83	左9.6 右8.3	左7.5 右5.9
	徳倉	駿東郡 清水町徳倉	3.00	4.00	4.60	6.80	7.20	7.58	左5.9 右8.4	左5.9 右8.4
	黒瀬	沼津市 平町	2.20	3.60	4.50			7.43	左9.6 右7.8	左4.7 右3.8
支川 黄瀬川	本宿	駿東郡 長泉町本宿	2.00	3.00	3.80	3.90	(4.20)	6.18	左7.2 右8.3	左6.7 右8.3
支川 大場川	大場	田方郡 函南町間宮	3.00	4.80	5.40	7.20	(7.60)	7.84	左9.6 右9.6	左7.0 右5.9
支川 来光川 柿沢川	蛇ヶ橋	田方郡 函南町肥田	3.70	5.20	6.10	8.10	(8.45)	8.45	左10.3 右9.8	左9.8 右5.4

※氾濫危険水位欄の()内については、「洪水特別警戒水位」(氾濫危険水位に相当する水位)。

(3) 水防警報の種類及び発表

種類	内 容	発 表 基 準
準 備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動等に対するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき
出 動	水防団員（消防団員）の出動を通知するもの	水位が出動水位に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき
解 除	水防活動の終了を通知するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、水防作業の必要がなくなったとき
情 報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの	適宜

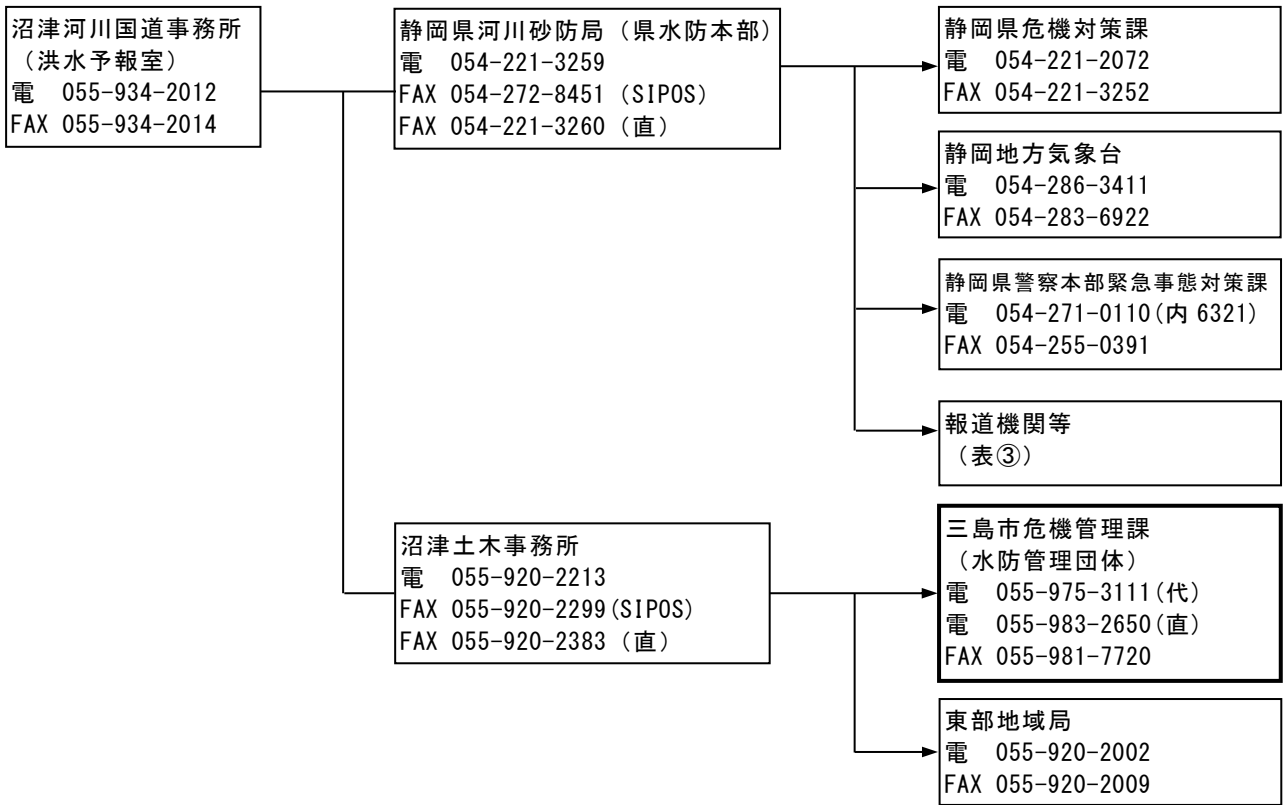
(4) 水防警報の通知

河川名	観測所名	発報担当者	受報担当者	連絡方法		関係水防管理団体
				発報担当者	受報担当者	
狩野川	大仁	国土交通省 沼津河川国道 事務 所 長	沼津土木 事務所長	電 934-2012 FAX 934-2014	電 920-2213 FAX 920-2299 (SIPOS) FAX 920-2383(直)	伊豆市、 伊豆の国市
			河川砂防局 長		電 054-221-3259 FAX 054-272-8451 (SIPOS) FAX 054-221-3260 (直)	
	千歳橋	〃	〃	〃	〃	伊豆の国市
	徳倉	〃	〃	〃	〃	三島市、伊豆の 国市、函南町、 沼津市、清水町
	黒瀬	〃	〃	〃	〃	沼津市
黄瀬川	本宿	〃	〃	〃	〃	沼津市、長泉 町、清水町
大場川	大場 (安久橋)	〃	〃	〃	〃	三島市、函南町
来光川 柿沢川	蛇ヶ橋	〃	〃	〃	〃	函南町、伊豆の 国市

発報担当者より受報担当者に通知することによって、国土交通大臣から県知事への通知に代えるものとする。

(5) 水防警報連絡系統図

水防警報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。



表③ 報道機関電話番号

報道機関名	NHK (静岡放送局)	SBS (静岡放送)	SATV (静岡朝日テレビ)	SDT (静岡第一テレビ)	SUT (テレビ静岡)	K-MIX (静岡エフエム)
電話番号	054-281-9003	054-284-8950	054-251-3301	054-283-6515	054-261-6115	053-401-1520
FAX 番号	054-281-9331	054-284-8959	054-251-4120	054-283-6509	054-263-6111	053-457-1174

第 1 1 章 水位周知河川における水位到達情報

第 1 節 国土交通大臣が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。資料編 P65（様式 9）

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

水位周知河川における水位到達情報の提供

(1) 水位到達情報を通知及び周知する河川名及び区域

水系名	河川名	区 域	区域延長
狩野川	支川 (黄瀬川)	左岸 駿東郡長泉町本宿字西ノ久根 345 番 11 地先寿橋から幹川合流点まで 右岸 沼津市大岡字北街道 3022 番 7 地先寿橋から幹川合流点まで	2,700m
	支川 (大場川)	左岸 三島市大場字城内 2 番 1 地先大場橋から幹川合流点まで 右岸 三島市中島 37 番 7 地先大場橋から幹川合流点まで	2,550m
	支川 (来光川)	左岸 田方郡函南町仁田字三中 522 番 1 地先仁田橋から幹川合流点まで 右岸 田方郡函南町仁田字堀之内 167 番 10 地先仁田橋から幹川合流点まで	1,530m
	支川 (柿沢川)	左岸 伊豆の国市長崎字新屋敷 337 番 1 地先長崎橋から来光川合流点まで 右岸 伊豆の国市長崎字橋戸 93 番 1 地先長崎橋から来光川合流点まで	860m
	派川 (狩野川) 放水路	左岸 幹川分派点から海まで 右岸 幹川分派点から海まで	3,000m

(2) 水位到達情報を通知及び周知する河川の対象水位観測所

河川名	観測所名	所在地	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	出動 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画高 水位	現況 堤防高	堤内地 地盤高	関係水防 管理団体
支 川 黄瀬川	本宿	駿東郡 長泉町本宿	2.00	3.00	3.80	3.90	(4.20)	6.18	左 7.2 右 8.3	左 6.7 右 8.3	沼津市、 長泉町、 清水町
支 川 大場川	大場	田方郡 函南町間宮	3.00	4.80	5.40	7.20	(7.60)	7.84	左 9.6 右 9.6	左 7.0 右 5.9	三島市、 函南町
支 川 来光川	蛇ヶ橋	田方郡 函南町肥田	3.70	5.20	6.10	8.10	(8.45)	8.45	左 10.3 右 9.8	左 9.8 右 5.4	函南町、 伊豆の国 市
支 川 柿沢川											
派川 (狩野川) 放水路	鏡橋	伊豆の国市 堀之上	-	-	-	6.00	(9.85)	9.85	左 14.6 右 17.5	左 13.9 右 17.5	沼津市、 伊豆の国 市

※洪水予報基準観測所の氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）は、洪水予報の発表として参照される。

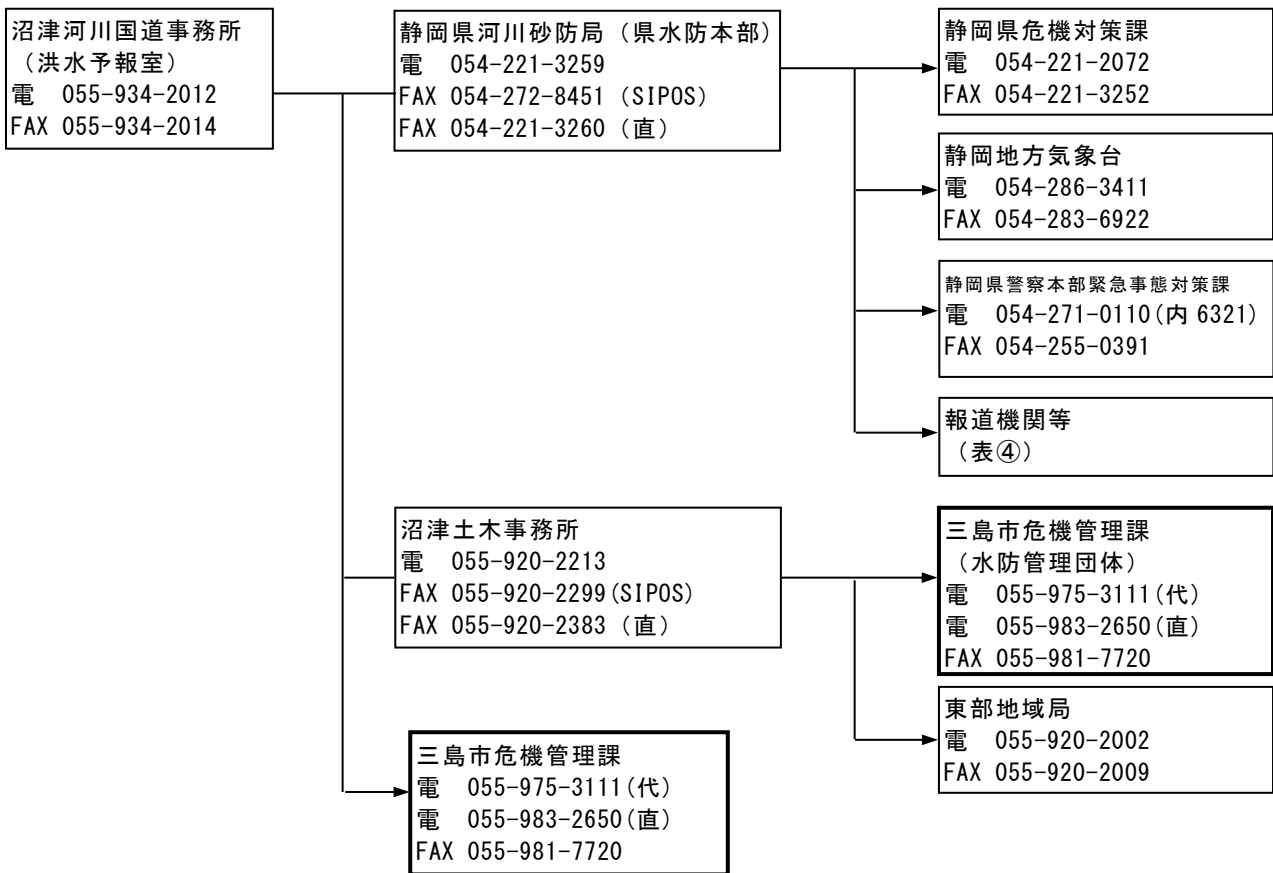
(3) 水位到達情報の発表する情報の種類、発表基準

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種 類	発 表 基 準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき
氾濫注意情報解除	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下回ったとき

(4) 水位到達情報連絡系統図

水位到達情報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。



表④ 報道機関電話番号

報道 機関名	NHK (静岡放送局)	SBS (静岡放送)	SATV (静岡朝日テレビ)	SDT (静岡第一テレビ)	SUT (テレビ静岡)	K - MIX (静岡エフエム)
電話番号	054-281-9003	054-284-8950	054-251-3301	054-283-6515	054-261-6115	053-401-1520
FAX 番号	054-281-9331	054-284-8959	054-251-4120	054-283-6509	054-263-6111	053-457-1174

第2節 静岡県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知

静岡県知事は、静岡県知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。資料編 P70 (様式 10)

氾濫注意水位 (警戒水位)、避難判断水位への到達情報 (氾濫注意水位を下回った場合の情報 (氾濫注意情報の解除) を含む)、氾濫発生情報 (要現認) の発表は、可能な範囲で行うこととする。

また、静岡県知事が指定した河川について通知をした静岡県知事は、避難のための立退きの指示の判断に資するため、関係市町の長にその通知に係る事項を通知するものとする。

水位周知河川における水位到達情報の提供

(1) 水位到達情報を通知及び周知する河川名及び区域

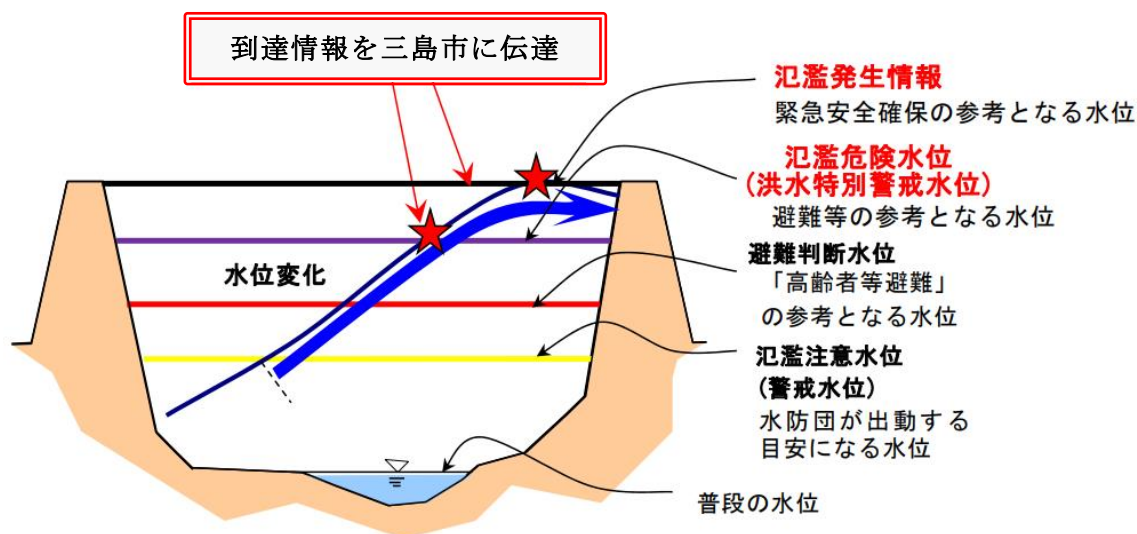
水系名	河川名	区 域	区域延長
狩野川	支川 (大場川)	左岸 三島市萩 大場川分流点～三島市大場 大場川橋上流まで 右岸 裾野市伊豆島田 大場川分流点～三島市中島 大場川橋上流まで	8,320m
	支川 (来光川)	左岸 田方郡函南町大竹 JR 東海道本線橋梁上流～函南町仁田仁田橋まで 右岸 田方郡函南町大竹 JR 東海道本線橋梁上流～函南町仁田仁田橋まで	4,010m

(2) 水位到達情報を通知及び周知する河川の対象水位観測所

河川名	観測所名	所在地	水防団待機 (通報)水位	氾濫注意 (警戒)水位	避難判断 断水位	氾濫危険 (洪水特別警 戒)水位	既往最 高水位	現況 堤防高	堤内地 地盤高
支川 (大場川)	下神川橋	三島市 加茂川町	2.00	2.50	-	4.00	4.25	左5.2 右5.2	左6.4 右4.6
	青木橋	駿東郡 長泉町 中土狩	2.80	3.20	-	3.40	4.31	左6.0 右6.0	左7.6 右8.2
支川 (来光川)	観音橋	田方郡 函南町 上 沢	1.40	1.70	-	1.90	2.50	左4.5 右4.6	左3.9 右5.0

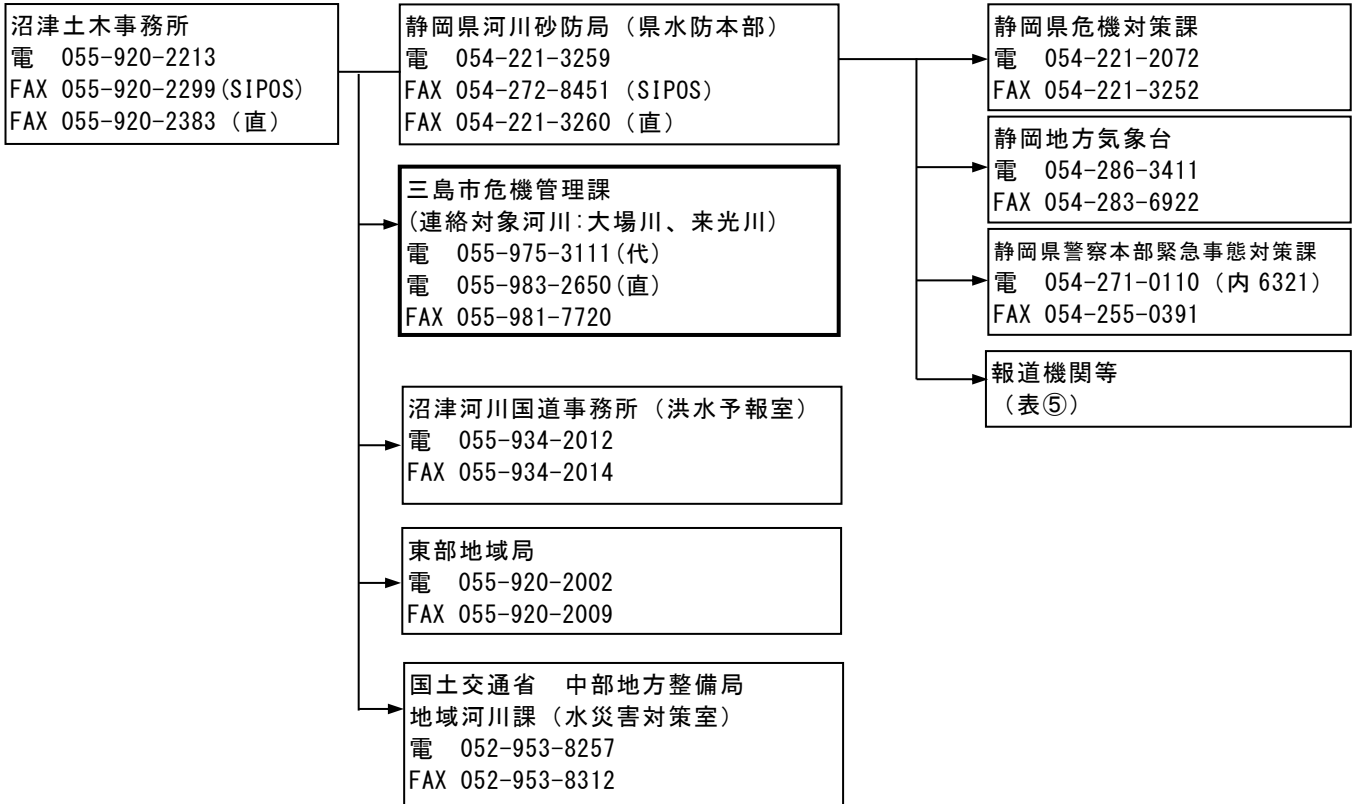
(3) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の基準

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）は、氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、計画高水位、若しくは基準観測所において当該水位の基準観測所換算水位を観測時点から当該危険箇所において越水又は溢水が発生するまでに、避難指示の発令、情報伝達及び避難を完了させることが可能となるよう、水位上昇速度及び避難等に要する時間（リードタイム）を考慮して設定した水位の低いほうの水位である。市長において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した情報は、「災害の発生を特に警戒すべき水位」として市民の避難等に資する洪水情報となる。



(4) 水位到達情報連絡系統図

避難判断水位の水位到達情報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。



表⑤ 報道機関電話番号

報道 機関名	NHK (静岡放送局)	SBS (静岡放送)	SATV (静岡朝日テレビ)	SDT (静岡第一テレビ)	SUT (テレビ静岡)	K - MIX (静岡エフエム)
電話番号	054-281-9003	054-284-8950	054-251-3301	054-283-6515	054-261-6115	053-401-1520
FAX 番号	054-281-9331	054-284-8959	054-251-4120	054-283-6509	054-263-6111	053-457-1174

第12章 水防活動

第1節 水防本部設置前の措置

水防本部設置前には、市役所各担当課内に待機し、水防計画の定める諸般の措置をとり水防上の万全を期するものとする。

第2節 水防本部

非常配備体制(地域防災計画に準ずる。)は次のとおりとする。

区分	配備基準	配備職員	配備内容	水防本部設置	災対本部設置
事前配備	大雨、洪水、暴風等の気象警報が発表されたとき	防災担当関係各課の一部の職員	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・各担当課による道路、水門等の監視 ・水防団(消防団)による監視等を行い、状況により警戒体制に移行できる体制 		
警戒準備	<ul style="list-style-type: none"> ○水防本部設置の概ね1時間前 ○水防本部を設置するまでもないが一元的な対応が必要なとき 	水防本部設置に必要な職員※	速やかに水防本部を設置できる体制		
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ○台風の影響などにより、まとまった降雨や暴風の恐れがあると認められるとき ○狩野川又は大場川の水位が避難判断水位又は氾濫危険水位に達する見込みであるとき 	全職員の1/4程度の職員	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示を遅滞なく発令できる体制 ・速やかに第1配備体制へ移行ができる体制 	○	
第1配備	<ul style="list-style-type: none"> ○市内に相当数の被害が発生する恐れがあり、本部長(市長)が指示したとき ○気象等に関する特別警報が発表されたとき、若しくは「特別警報に至る可能性への言及」に係る府県気象情報が発表されたとき 	全職員の2/5程度の職員	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部を設置し、初期応急対策活動及び災害対策活動を遅滞なくできる体制 ・特別警報が発表されたとき第2・3配備に移行することもある 	統合	○
第2配備	市内に相当数の被害が発生し、又は恐れがある場合で、第1配備体制要員の職員では支障があると認められるとき	全職員の1/2程度の職員	状況に応じた災害対策(救助)に万全を期す体制	統合	○
第3配備	大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき、若しくは一部でも災害が特に甚大と予想され、本部長が指示したとき	全職員	災害対策(救助)に万全を期す体制	統合	○

第3節 水防団(消防団)

水防団(消防団)の配備基準は次のとおりとする。

区分	配備基準	活動内容
第1 配備	大雨、洪水、暴風等の気象警報が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・団長は、水防団(消防団)警備本部の立ち上げを検討する。 ・各分団は、分団詰所に参集して出動準備体制をとる。
第2 配備	台風などの影響によりまとまった降雨や暴風の恐れがあると認められるとき、又は実際に市内に被害が発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・団長は、水防団本部員(消防団本部部長以上)を招集して、団本部室に水防団警備本部を立ち上げ、情報収集にあたる。また、市対策本部、消防署の警防本部と情報の共有を図る。 ・各分団は、管轄区域内を巡回して被害状況を水防団警備本部に報告する。また、災害対応は消防署と十分な連携を図る。 ・市長の判断により避難指示等が発せられた場合には総力を挙げて住民の避難誘導と安全確保にあたる。
第3 配備	被害の拡大の恐れがあるとき	団長は、被害の拡大の恐れのある時には、現場要員の増強を図り、必要に応じて参集可能な全団員を招集する。

第4節 雨量の監視

1 市内の雨量観測所

市内にある雨量観測所は、次のとおりである。

雨量観測所	位置	海拔
三島特別地域気象観測所	三島市東本町2丁目	20.5m
市の瀬(国)	三島市宇墓ヶ沢	530 m
市ノ瀬(県)	裾野市茶畑	220 m
三島(県)	三島市北田町(三島市役所)	24.9m

2 テレメータ雨量観測所の監視

県では、河川・海岸・砂防・道路などの土木防災情報の一元化した静岡県土木総合防災情報システム(通称:SIPOS以下「サイポス」という。)により、広域的な雨量情報を受信し、降雨の監視を行っている。また、雨量情報は、インターネットサイト「サイポスレーダー(<http://sipos.pref.shizuoka.jp>)」でも監視が行える。

3 川の防災情報(国土交通省)の監視

国土交通省がインターネット配信している水位情報等を水位管理に活用する。

【PC版】<http://www.river.go.jp/>

【スマートフォン版】<http://www.river.go.jp/s/>

【携帯版】<http://i.river.go.jp/>

第5節 水位の監視と公表

1 市内の水位観測所

市内の水位観測所は、資料編P3「表-2」のとおりである。

2 テレメータ水位観測所の監視と通報

(1) 水位の監視

県ではサイポスにより、水位情報を収集し、水位の監視を行っている。また、サイポスの水位情報はインターネットサイト「サイポスレーダー(<http://sipos.pref.shizuoka.jp>)」でも入手が可能である。

(2) 水位の公表

- ・国又は県で管理する水位観測所の水位情報は、インターネットサイト「サイポスレーダー」、「川の防災情報」に掲載し、公表するものとし、情報が入手され次第、直ちに更新するものとする。
- ・三島市が、河川及び樋管等に設置した水位計の水位情報は、三島市ホームページで公表するものとする

第6節 巡視及び警戒とその措置

1 巡視

市長は、管轄区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。(法第9条関係)

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を市長に通知するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を市長に通知するものとする。

市長等が、出水期前や洪水経過後に、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

2 警戒

非常配備体制が発令されたとき、又は気象等の悪化が予想されるとき等は、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、沼津土木事務所長及び河川等の管理者に報告するものとする。

- ・堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ・堤防の上端の亀裂又は沈下
- ・川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ・居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ・排水門・取水門・こう門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ・橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第7節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。その際、水防団員(消防団員)は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防団員(消防団員)自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、市長は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第8節 緊急通行

1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第9節 水防信号及び水防標識

1 水防信号

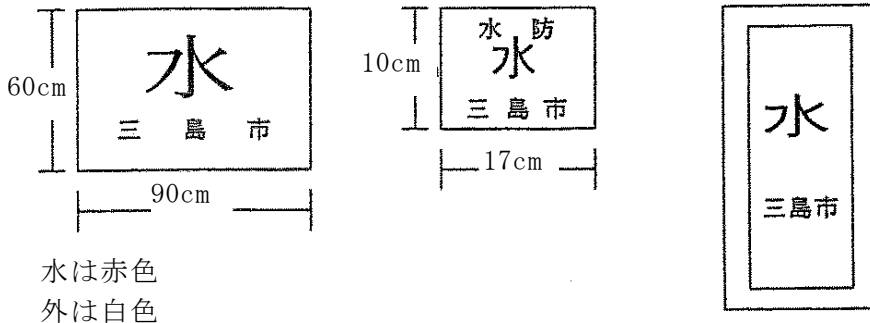
法第20条の規定による水防信号(昭和31年9月28日県規則第75号)は、次表のとおりであり、水防本部又は災害対策本部の指示により、消防本部が発信するものとする。

区別/方法	説明	警鐘信号	サイレン信号
第一信号	氾濫注意水位(警戒水位)に達したことを知らせるもの	○ 休 ○ 休 ○ 休 止 止 止	約 5 秒 約 15 秒 約 5 秒 約 15 秒 約 5 秒 約 15 秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止
第二信号	水防団員(消防団員)及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○	約 5 秒 約 6 秒 約 5 秒 約 6 秒 約 5 秒 約 6 秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止
第三信号	三島市内に居住するものが出動すべきことを知らせるもの	○—○—○—○ ○—○—○—○	約 10 秒 約 5 秒 約 10 秒 約 5 秒 約 10 秒 約 5 秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止
第四信号	三島市居住者の避難のため立退くべきことを知らせるもの	乱 打	約 1 分 約 5 秒 約 1 分 約 5 秒 ○— 休止 ○— 休止
注 意	1 信号は適切な時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号、サイレンを併用することを妨げない。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。		

2 水防標識

法第 18 条による静岡県水防標識(昭和 31 年 9 月 28 日県告示第 939 号)は次のとおりである。水防のために出動する緊急自動車(道路交通法の規定に基づき公安委員会の指定を受けたもの)及び他の水防車両は、優先通行を確保するため、(1)車馬標識を用いるものとする。

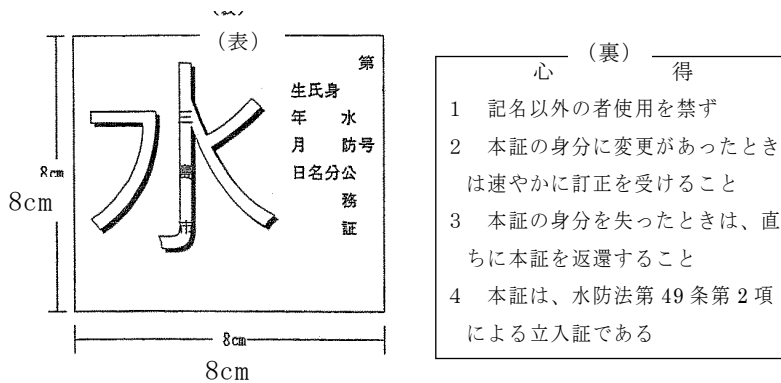
水防のため現場に赴く職員は、(2)腕章を装着するものとする。
 (1) 車馬標識 (2) 腕章 (3) 標燈形状適宜



水は赤色
外は白色

3 身分証票

法第 49 条第 2 項による三島市の水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する三島市の職員の身分証票は次のとおりである。



第10節 水防配備の解除

1 配備の解除

市長は、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、配備の解除を発令するとともに、住民その他関係機関に通知するものとする。

なお、配備の解除を発令したときは、沼津土木事務所長に報告するものとする。

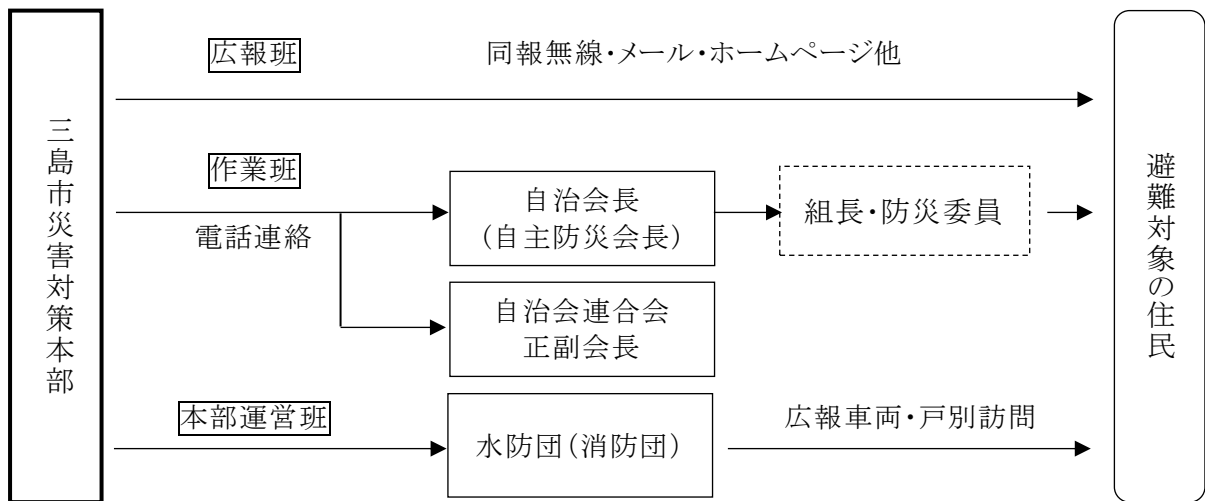
2 水防団(消防団)等の配備の解除

- (1) 水防解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり市長が水防解除の指令をしたときとする。
- (2) 水防団員(消防団員)は、(1)による水防解除の指令があるまでは、自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。
- (3) 水防解除後は人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。
- (4) 使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

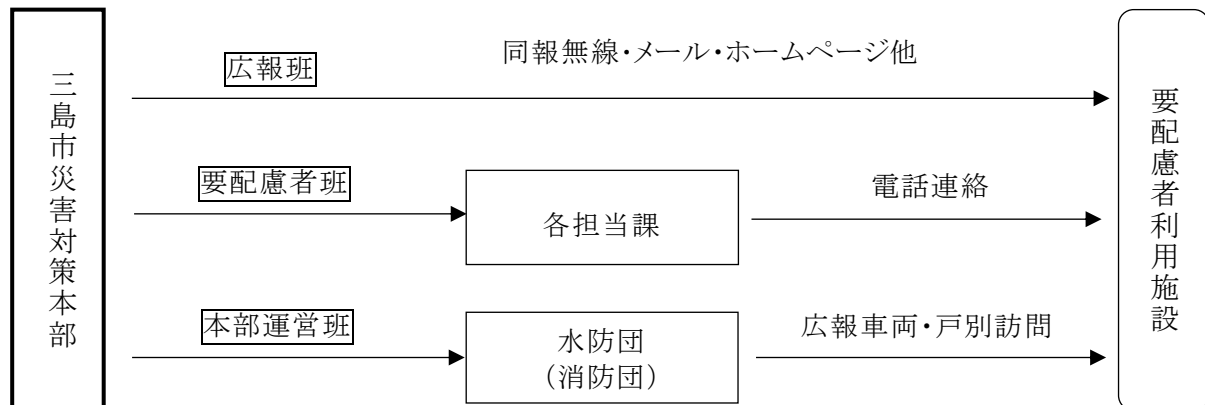
第11節 市民への情報伝達

1 情報伝達の方法

【三島市→避難対象の住民】



【三島市→避難対象の要配慮者利用施設】



→ 避難情報(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の情報)

2 情報伝達の手段

対応者	手段	方法
広報班	災害対策本部から情報伝達	<input type="checkbox"/> 同報無線 <input type="checkbox"/> エフエムみしま・かんなみ <input type="checkbox"/> 市民メール <input type="checkbox"/> 緊急速報メール(エリアメール) <input type="checkbox"/> Lアラート(NHK 及び SBS テレビのデータ放送) <input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> ツイッター <input type="checkbox"/> フェイスブック <input type="checkbox"/> ライン 等
作業班	自治会長への伝達	<input type="checkbox"/> 土砂災害・浸水想定区域避難行動連絡票(別紙)により自治会長への電話(組長等経由)による避難対象地区の住民へ伝達
各担当課	要配慮者利用施設への伝達	<input type="checkbox"/> 電話連絡による要配慮者利用施設への避難指示等の伝達
水防団(消防団)	車両広報・個別訪問	<input type="checkbox"/> 車両広報、個別訪問による避難指示等の伝達

第13章 協力応援

第1節 河川管理者の協力

1 沼津河川国道事務所の協力

河川管理者(国土交通省沼津河川国道事務所)は、自らの業務に照らし可能な範囲で、三島市が行う水防のための活動に次の協力をを行う。

(1) 河川に関する情報の提供

水位、河川状況の映像及び浸水想定情報等の提供方法

内容	情報の種別	URL
川の防災情報HP	水位情報	(一般) http://www.river.go.jp/ (自治体) http://city.river.go.jp/title_city.html
リアルタイム防災(ライブカメラ)情報	映像情報	https://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/bousai/livecamera/
浸水想定区域図	浸水想定情報	https://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/bousai/shinsui/
氾濫シミュレーション	浸水想定情報	https://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/bousai/hanran/
沼津河川国道事務所HP	水位、映像、浸水想定情報	https://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/

(2) 水防管理団体に対して、氾濫(決壊又は溢流)想定地点ごとの氾濫到達市町の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者(関係機関・団体)の提示

(3) 堤防が決壊したとき又は越水・溢流若しくは異常な漏水が発生したとき(氾濫発生情報を発表する場合を除く)、河川管理者による関係者及び一般への周知

(4) 重要水防箇所の合同点検の実施

(5) 三島市が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

(6) 三島市の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

(7) 三島市及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

(8) 国土交通省の災害対策用車両等の派遣

区 分	内 容
国土交通省災害対策車両等の派遣要請	国土交通省沼津河川国道事務所(調査課)へ直接電話連絡して、その際に、使用(派遣)場所(位置図)、使用(派遣)車両、使用(派遣)期間、受入担当者の連絡先等、派遣に必要な事項を合わせて提示する(FAX)。 なお、派遣要請した場合には、速やかに沼津土木事務所長へ報告するものとする。 災害対策用車両等は、市管理河川でも派遣可能である。
災害対策用車両等の派遣に要する費用	原則として派遣要請をした地方自治体が負担する。
派遣要請のできる災害対策車両等一覧表	資料編 P24 (表-17)
派遣要請に係る手続き	資料編 P23 (図-6)
国土交通省窓口	沼津河川国道事務所 調査課 TEL 055-934-2009 FAX 055-934-2019

2 静岡県の協力

河川管理者(静岡県)は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、三島市が行う水防のための活動に次のとおり協力を行う。

(1) 河川に関する情報の提供

ア 情報提供を行う河川名及び水位観測所

河川名	水位観測所名	監視カメラ	位置
大場川	下神川橋	○	三島市加茂川町
大場川	青木橋	○	駿東郡長泉町中土狩
大場川	谷田中村橋	○	三島市中
来光川	観音橋	○	田方郡函南町上沢
御殿川	下御殿橋	○	三島市青木

イ 提供する情報及び提供方法

提供方法	情報の種別	URL
サイポスレーダー	水位情報 映像情報	インターネット用ホームページ http://sipos.pref.shizuoka.jp

(2) 重要水防箇所の合同点検の実施

(3) 三島市が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

(4) 三島市の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

第2節 水防管理団体相互の協力及び応援

区 分	内 容
市 長 (法第23条)	水防上必要があるときは、他の水防管理者、市町長または消防長に対し応援を求めることができる。
応援を求められた水防管理者	自らの水防に支障がない限りこの求めに応ずるものとし、作業、行動等については応援を求められた水防管理者の所轄のもとに行うものとする。
隣接する水防管理団体	協力、応援等水防事務に関し、あらかじめ相互に協定をしておくものとする。

第3節 自衛隊の派遣要請

市長は、災害に際して必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の災害派遣要請の要求をするものとする。緊急の場合は自衛隊独自の判断により出動するものとする。(自衛隊法第83条)

また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は第3中隊長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

第4節 警察官の出動要請

市長は、水防上必要があると認めるときは、三島警察署長に対し警察官の出動を要請するものとする。(法第22条)

第5節 国とのホットライン

国土交通省沼津河川国道事務所とは、それぞれの職位に応じてホットラインを定め、迅速かつ十分な情報共有及び災害予防・復旧に努めるものとする。

また、静岡地方気象台とは、予想される雨量等の情報及び災害等の危険情報についてホットラインを定め、被害を最小限にするよう努めるものとする。

第6節 企業（地元建設業等）との連携

出水時の水防活動に際し、災害応急対策に関して企業（地元建設業等）と協定を締結している。協定の締結先及び内容は、地域防災計画資料編9-2のとおり。

第7節 住民、自主防災組織等との連携

水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第14章 水防てん末報告

区 分	内 容
水防本部各班の水防報告	水防が終結したときは、水防本部各班長は所属担当事項を取りまとめ、速やかに市長に報告するものとする。
県水防本部に対する報告 資料編 P74（様式 12）	市長は、水防活動実施報告書を取りまとめ、水防実施後 10 日以内又は水防実施の月の翌月の 3 日までに沼津土木事務所を経由し、県水防本部長に報告するものとする。

第15章 水防計画及び水防訓練

第1節 水防計画

- 1 市は、静岡県水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更し、遅滞なく知事に届け出なければならない。（法第33条第1項、第3項）
- 2 水防計画は、各種の事態を想定してでき得る限り具体的に策定し、これを一般住民に周知徹底するよう努めるものとし、水防計画を定め、又は変更したときはその要旨を公表しなければならない。（法第33条第3項）
- 3 市は、水防計画を定めたときは、関係機関に配布するものとする。
- 4 市は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くことができる。水防協議会に関し必要な事項は、法第34条に定めるもののほか、市においては条例で定めるものとする。
- 5 水防計画は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資器材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に定めるものとする。

第2節 水防訓練

- 1 市は、出水期に年1回以上水防関係団体等と連携して水防訓練を行うものとする。なお、必要に応じて、水防訓練要領等については沼津土木事務所長と協議し意見を聴取することができる。（法第32条の2）
- 2 市が主催する水防研修や中部地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員（消防団員）を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第1節 洪水対応

1 洪水浸水想定区域の指定

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表(<https://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-320/measures/shinsuisoutei.html>)するとともに、関係市町の長に通知するものとする。

2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 洪水予報、水位到達情報、その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水に関する情報の伝達方法
- ② 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- ③ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 浸水想定区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- ⑤ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

3 洪水ハザードマップ

洪水浸水想定区域をその区域に含む市長は、市地域防災計画において定められた上記2の①～⑤に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町にあっては、同法第8条第3項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域をその区域に含む市町にあっては、同法第55条に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

4 予想される水災の危険の周知等

市長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

5 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市長に報告するものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。市は、市地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

6 浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定した地区である。

第 17 章 その他

第 1 節 費用負担及び公用負担

区 分	内 容
費用負担	三島市がその管轄区域の水防に要した費用は、三島市が負担するものとする。(法第 41 条) ただし、次に掲げる場合においては、水防管理者相互間において協議して定めるものとし、協議が成立しない場合は知事があつせんするものとする。 (1) 法第 23 条の規定による応援のための費用 (2) 法第 42 条の規定により著しく利益を受けた市町の一部負担
公用負担の権限 (法第 28 条)	水防上必要のあるときは、市長又は消防長は、次の権限を行使することができる。 (1) 必要な土地の一時使用 (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用 (3) 車両その他の運搬用機器の使用 (4) 排水用機器の使用 (5) 工作物、その他障害物の処分
公用負担の権限委任証明書	公用負担の権限を行使する者は、市長の発行する資料編 P75 (様式 13) のような証明書を携行し、必要のある場合にはこれを提示しなければならない。
公用負担命令書	公用負担の権限を行使するときは、資料編 P75 (様式 14) のような命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡してから行使するものとする。

第 2 節 公務災害補償

水防団員(消防団員)が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、市の条例に定めるところにより損害を補償するものとする。(法第 6 条の 2)

第 3 節 退職報償金

水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合には、当該水防団長または水防団員の属する水防管理団体は、市の条例で定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給できるものとする。(法第 6 条の 3)

第 4 節 平常時における監視点検

市長は平常時にあつても随時本部員に所轄区域の河川、水路等を巡視し水防上危険と認められる箇所を調査し報告させるものとする。

第 5 節 三島市水防協議会

三島市の水防計画その他水防に関し重要な事項を審議させるため三島市水防協議会を置く。これは条例で定めるものとする。三島市水防協議会委員構成は資料編 P2 (表-1) のとおり。

第 6 節 罰則

- ・みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は 3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。(法第 52 条)
- ・前項の者には情状により懲役及び罰金を併科することができる。(法第 52 条第 2 項)
- ・刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 121 条の規定の適用がある場合を除き法第 21 条の規定による立入の禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかった者は 6 カ月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。(法第 53 条)
- ・次の各号のいずれかに該当する者は 30 万円以下の罰金又は拘留に処する。
 - (1) みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
 - (2) 法第 20 条第 2 項の規定に違反した者
 - (3) 法第 49 条第 1 項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者(法第 55 条)